

■ 施策枠組

| | |
|------------------------------------|---|
| <p>総合計画</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>25年間の環境行動計画（詳細①）</u> ● <u>英国海洋戦略（詳細②）</u> ● <u>資源廃棄物戦略(イングランド)（詳細③）</u> |
| <p>基本法制度 拡大生産者責任 (EPR)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物規則 ● 容器包装廃棄物の製造者責任規則 |
| <h2>■ 資源循環</h2> | |
| <p>リデュース</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● ストロー等の販売禁止('20年4月～) ● <u>プラ袋の有料化規則(イングランド)（詳細④）</u> ● <u>環境保護規則2020（イングランド）（詳細⑤）</u> ● <u>投げ捨てごみ戦略（イングランド）（詳細⑥）</u> ● <u>海洋ごみ戦略（スコットランド）（詳細⑦）</u> |
| <p>リユース リサイクル</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 地方政府がデポジット導入を検討 ● <u>プラスチック製包装税（詳細⑧）</u> |
| <p>マイクロ ビーズ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● マイクロビーズを含む化粧品、衛生用品の製造を禁止(マイクロビーズ規則) |
| <p>代替素材</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 植物由来や生分解性のプラ基準策定の需要と利点の調査を開始 |
| <p>公共調達</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 使い捨てプラ製品の廃絶 (Greening Gov't Commitments) |

■ 適正処理

| | |
|----------------------|--|
| <p>廃棄物処理 体制</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● Waste Infrastructure Delivery 計画:2042年までに新規廃棄物施設に£30億投資(資源廃棄物戦略) |
| <p>流出防止</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● マルポール条約等の遵守(海洋戦略規則に基づく2050海事戦略) ● Operation Clean Sweep |
| <p>ごみ回収</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● IMO行動計画に基づく船舶海洋プラごみに関する調査に尽力 |
| <h2>■ 横断的取組</h2> | |
| <p>技術開発</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>プラスチック関連研究・イノベーション基金（詳細⑨）</u> |
| <p>普及啓発 官民協力</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>UK Plastics Pact（詳細⑩）</u> |
| <p>科学的知見 の蓄積</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 海洋アセスメント更新(2019年) ● 淡水環境、下水処理施設におけるマイクロプラスチックの調査 |
| <p>国際協力</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>CCOA（詳細⑪）</u>, British-Island Council, TAF, OSPER, Global Plastics Action Partnership(GPAP)（詳細⑫） 他 |

①英国：25年間の環境行動計画

経済産業戦略と連動した環境分野の長期計画。大気・水・野生生物の保全、洪水・旱魃災害の軽減、持続可能な資源利用、気候変動の緩和と適応、廃棄物発生抑制、化学物質のばく露管理等で構成。

策定年・期間 2018年1月策定、25年間の長期計画

目標等

- 廃棄物発生抑制を含む10の要素と、資源効率の向上及び汚染・廃棄物の削減を含む6つの施策
- 資源効率の向上及び汚染・廃棄物の削減の具体的な目標：
 - 2042年までに回避できる(avoidable)廃プラスチックをゼロにする。
 - 2050年までに回避できるあらゆる種類の廃棄物をゼロにする。

対策

- 使い捨てプラの廃棄物発生量を削減するための税制を検討
- 製造段階：容器包装の回収・リサイクルに対応した設計改善、再生プラを促す市場形成のためのEPR再構築、マイクロビーズのような問題のある物質の使用禁止、リユースやリサイクル可能なプラの開発、バイオベース・生分解性・環境配慮型プラの開発
- 消費段階：使い捨てプラの需要削減(中央政府のオフィスから使い捨てプラを排除、プラ製袋の有料化を小規模事業者まで拡大、イングランドの主要都市・町に飲料水補給拠点を設置、プラ・フリーのスーパーマーケットの導入)
- 使用終了段階：リサイクルのための表示システムの推進、投げ捨てごみの削減対策
- 廃棄物管理：回収・リサイクル率の向上、生分解性プラ製袋の基準開発、産業界との連携、国際協力

②英国：英国海洋戦略

EUの海洋戦略枠組み指令に基づき策定した、英国としての海洋戦略。海域の健全、安全、生産性、及び生物多様性をビジョンとしている。海域における「良い環境状況」(Good Environmental Status; GES)を達成するための3つのパートにより構成されている。

策定年・期間

2012年～2015年にパート1（現況の評価及び目標値と指標）、パート2（進捗のモニタリング）、パート3（対策）を公表。2019年にパート1、2021年にパート2を更新

目標等

- 2020年までに海域におけるGESの達成又は維持を義務付け。
→パート2の更新として、パート1の指標を今後評価するためのモニタリングプログラムを設定。

対策

<パート1 更新版>

- 目標：海洋環境及び沿岸域において、ごみ及びその分解製品の量が削減され、環境や海洋生物に重大なリスクを与えない海洋ごみのレベルになっている。
- ターゲット：調査対象の浜辺及び海底におけるごみの減少、フルマカモメの胃に見られるプラスチック粒の数の減少傾向、海洋環境中マイクロプラスチックの測定に関する指標の設定。
- 今後の取組：国内やOSPAR加盟国と協力してより明確で定量的なGESの定義の作成、異なるごみの種類の流出を削減するための「OSPARごみ行動計画」に基づいた適切な対策の立案、海洋ごみ行動計画の作成に関する国際協力、堆積物中のマイクロプラスチックに関する指標の作成、浮遊ごみの評価に用いるフルマカモメ指標の代替案の検討

<パート2 更新版>

- 今後の取組：GESの達成評価において確信の低い分野（生態系等）に対するモニタリングプログラムに特に注力

実績

- 2019年のパート1の更新の際、GESは達成されておらず、ケルト海における沿岸ごみレベルは2012年の評価からおおよそ変化なく、北海における沿岸ごみは微増していると評価した。

③英国：資源廃棄物戦略(イングランド向け)

環境行動計画を受けて、中央政府がイングランド向けに資源廃棄物戦略を策定。拡大生産者責任、使い捨てプラの削減及びリサイクル環境の整備を柱に、製品ライフサイクルの各段階での行動計画を策定。

策定年・期間 2018年策定、計画期間2019年～2050年

目標等

- 2025年までに流通するすべてのプラスチック容器包装をリサイクル、再利用又は堆肥できるものにする。
- 2042年までに回避できる（avoidable）廃プラスチックをゼロにする。
- 2050年までに資源生産性を倍増させ、回避できるあらゆる種類の廃棄物をゼロにする。

対策

- 発生抑制：プラ製ストロー・マドラー・綿棒の販売禁止（2020年10月）、使い捨てのレジ袋料金の引き上げ及び対象の拡大、中央政府による使い捨てプラスチックの排除（2020年）、植物由来や生分解性のプラスチック代替素材の基準策定（2019年完了）
- リサイクルの向上：デポジット制度（イングランドは2023年末までに導入を検討。なお、ウェールズ、北アイルランドも同様に検討、スコットランドは2022年7月開始予定）、再生プラ30%未満の容器包装への課税（2022年4月開始予定）
- 生産者責任の拡大：生産者責任規則（容器包装廃棄物）の改正（2023年施行予定）、電気電子機器廃棄物に関する規制、電池・蓄電池規則及び廃自動車規則の改正（EU離脱のため、2021年1月1日から僅かに改正）

※カッコ内は英国政府が公表した最新情報を含めて記載

④英国：プラ袋の有料化(イングランドの事例)

使い捨てプラ袋の削減に向けて、イングランド政府がプラ袋の有料化規則を施行（北アイルランド、ウェールズ、スコットランド政府も規則を導入）。2021年5月からは金額を5ペンスから10ペンスへ引き上げ

開始年・期間 2015年10月5日施行、2021年5月21日から金額引き上げ及び対象拡大

対象

- 対象：プラスチック製で厚さ70 μ m以下、未使用の使い捨てのもので、商品の持ち帰りや配達に使われる袋（ネット販売も含む）及び持ち手があり、密閉されていない口が開いたもの
- 適用除外：プラスチック製の紐等で編んだもの、5ペンス以上で購入した再利用可能な袋を無償交換した場合、商品のサービス(ドライクリーニング等)で使われる場合、生きた魚・水生生物を入れる場合、空港・飛行機又は船舶内で販売された品物を入れる場合、ネット販売で密閉が必要な場合、及び次のものを入れる場合
生鮮食品、動物や人が消費する食品で包装のないもの、容器に入っている食品が扱いによっては漏れてしまうもの、未梱包の刃物、ばらけた種、花、球根、土で汚れた商品（ジャガイモや植物）、処方薬、無料促進販売品など
- 対象となる事業者：従業員数250人以上の小売業者⇒2021年5月21日から全ての小売業者が対象

内容

小売店は対象となるプラ袋1枚につき、5ペンス（付加価値税込み）以上を消費者から徴収。データ（プラ袋の販売枚数、売上げ金額など）の記録と環境・食糧・農村地域省への報告。違反した場合には罰金が科される。
⇒2021年5月21日から10ペンスに引き上げ

実績

イングランドにおける主要なスーパーマーケットでは、2015年導入以降、プラ袋の販売が95%減少、2017/18年度のプラ袋は前年度に比べて約1/4(約3億枚)減少。

イングランド政府はプラスチック製ストロー、マドラー、綿棒の営利目的での提供を禁止。医療・介護に配慮した適用除外を設け、違反に対する罰金も規定。

開始年・期間 2020年10月1日施行

対象

- 対象：プラスチック製ストロー（ストロー付き飲料製品を含む）、マドラー、綿棒
- ストローの適用除外：薬局（店頭及びネット販売）で顧客の目に触れないようにしかつ宣伝もしない場合、飲食店で店頭には置かず要求があった場合、関連機器や医療目的の使用、梱包された使い捨てストロー、介護施設・保育園・学校・刑務所又はその他の拘禁場所での使用
- 綿棒の適用除外：関連機器や医療、法医学、科学的診断・教育・研究を目的とする使用
- ストロー付き飲料製品及びマドラーの除外対象：なし

内容

- 営利目的でのプラ製ストロー（ストロー付き飲料製品を含む）、マドラー及び綿棒の供給又は提供を禁止する。違反した場合には罰金が科される。
- 2021年7月3日以降、パッケージに使い捨てプラスチック製ストローを付した飲料製品の提供が禁止される。

⑥英国（イングランド）：投げ捨てごみ戦略

河川と海洋に流入するごみを削減するために、一世代以内に投げ捨てごみの大幅な削減を実現することを目的としている。対策の柱として、教育と意識啓発、取締りの強化、清掃とごみ箱へのアクセスの改善、の3つに焦点を当てている。

開始年・期間

2017年4月

内容

- **教育と意識啓発**：全国でのごみの投げ捨て禁止キャンペーンの開発・資金調達・実施、スケールアップ出来る小規模地域研究事業のパイロット・実施・評価を支援する「投げ捨てごみイノベーション基金」の導入、若年層に対する教育、ごみの投げ捨て削減のための革新的手法の検討等
- **取締りの強化**：投げ捨てと関連行動に関する罰則の強化検討、自動車からの投げ捨てに対する規則の導入、投げ捨てや違法投棄対策に関する地方自治体の意識強化
- **清掃の改善**：全国でのクリーンアップデーの支援、道路ネットワークにおける25の投げ捨てのホットスポットの持続的な改善、“binrastructure”(公共ごみ箱のデザイン・数・位置) の新規ガイダンスの作成を通じた自治体での取組支援、ファストフードの包装・喫煙関連ごみ・ガムを含む特に問題である投げ捨てに対する産業界との協働

他にも、取組に関する様々な指標のダッシュボードを公表し、イングランドにおける投げ捨て・不法投棄の規模をモニターしている。

実績

3つのテーマに関する具体的な36の取組のうち、罰則強化を含む3つの取組は完了。

⑦英国（スコットランド）：海洋ごみ戦略

海洋及び沿岸環境に流入するごみを最小限にするための現在・将来の施策を作成し、生態系、経済及び社会に便益をもたらすことを目的としている。当該戦略は、海洋（スコットランド）法2010の基盤であるとともに、EUの海洋戦略枠組み指令が主要な原動力となっている。

開始年・期間 2014年8月公表

内容

- 戦略的方向性①：市民や企業の海洋・沿岸ごみに関する態度及び行動の改善。
- 戦略的方向性②：陸由来のごみ削減と連携した海洋・沿岸由来のごみの削減。
- 戦略的方向性③：廃棄物の資源化を通じた、低炭素経済への貢献。
- 戦略的方向性④：スコットランドにおけるモニタリングを改善し、戦略の評価方法の開発。
- 戦略的方向性⑤：英国、欧州及び国際レベルにおけるステークホルダーとの調整の維持・強化。

実績

海洋ごみ戦略運営委員会が設置され、海洋ごみ戦略の実施とモニタリングを評価した文書が2020年に公表される予定。

⑧英国：プラスチック製包装税

2022年4月からプラスチック製包装材の製造業者と輸入者に対して課税

開始年・期間

2022年4月1日発効

対象

プラスチック製包装材の製造業者と輸入者

- * 但し、再生プラスチックを30%以上含む包装、包装の大部分をプラスチック以外の素材が占めるものについては課税対象外
- * 取り扱うプラスチック製包装材が年間10トン未満の製造業者及び輸入者は免除

内容

- 英国で製造、又は英国に輸入された、再生プラスチックの割合が30%未満のプラスチック包装に対して課税
- 課税額は、プラスチック包装 1トン当たり200ポンド

⑨英国：プラスチック関連研究・イノベーション基金



プラスチックの製造と消費パターンを変革出来るアイデアやイノベーションを募集する「プラスチック研究・イノベーション基金」及び「産業戦略チャレンジ基金」のテーマである「スマート・持続可能プラスチック包装チャレンジ」により、プラスチックの削減に向けた研究開発に資金提供を行っている。

開始年・期間

「プラスチック研究・イノベーション基金」：2018年6月発表
「スマート・持続可能プラスチック包装チャレンジ」：2020年9月発表

対象

企業や研究機関

内容

- 「プラスチック研究・イノベーション基金」は3種類の資金が存在する：①リーダーシップと知識の交換（UK Circular Plastics Network資金、200万GBP程度）、②研究（プラスチック・クリエイティビティ資金、800万GBP程度）、③企業引率の研究と開発（プラスチック・イノベーション資金、1000万GBP程度）
- 「スマート・持続可能プラスチック包装チャレンジ（SSPP）」：学术界が率いる既存の課題に対処する研究、産業界が率いる新規技術の共同研究・開発に合計6000万GBPの資金を提供（2025年まで）。産業界が1億4900万GBPのマッチング資金を提供。

実績

SSPPは4つの最先端リサイクル施設に2000万GBP,プラスチック包装の削減に向けた研究事業に800万GBPを提供した。

⑩英国：Plastics Pact

エレン・マッカーサー財団の「新プラスチック経済イニシアチブ」により、環境NGOのWRAPが運営する官民プラスチック協定。プラスチック容器包装の削減に向けて、政府やプラスチック関連企業らが署名。

開始年・期間 2018年4月発足、2025年の目標設定

対象

- 次の①～③のいずれかに該当する、問題のある又は不要な使い捨て容器包装：①回避可能又は再利用可能な選択肢がある、②リサイクル不可又はリサイクル工程を妨げる、③環境を汚染する
- 2020年末までに排除すべき容器包装として8品目（綿棒、ストロー、マドラーなど）を特定し、19品目の継続的使用について検討する。

内容

- 再設計、イノベーション、代替選択肢（リユース）提供モデルにより、問題のある又は不要な使い捨て容器包装を排除する。
- プラスチック容器包装の100%を再利用、リサイクル、又は堆肥化可能なものにする。
- プラスチック容器包装の70%を効果的にリサイクル又は堆肥化する。
- 全てのプラスチック容器包装の再生材含有率を平均30%にする。

実績

120を超える政府(環境・食糧・農村地域省、ウェールズ政府、スコットランド政府)、プラスチック関連企業（製造業、小売業、接客業、食品サービス、リサイクル業者など）約85社、市民団体が署名（2019年12月現在）

⑪英国：Commonwealth Clean Oceans Alliance(CCOA)

ブルー憲章の枠組みの中での海洋ごみ削減のための政府間協力イニシアティブ(CCOA)であり、英国とバヌアツが共同で主導する。英国連邦諸国に参加を呼び掛けており、現在31カ国が締結。

開始年・期間 2018年4月発表

対象

2013年のブルー憲章（海洋関連の問題解決及び持続的な海洋開発の基本方針）に合意した53カ国の英国連邦諸国

内容

- 以下の一つ以上の目標にコミットすることを推奨
 - 削減可能な全ての廃プラを廃絶するための措置をとる。
 - 2021年までにマイクロビーズを含むリンスオフ化粧品・パーソナルケア商品の製造・販売を禁止。
 - 2021年までに使い捨てプラスチック袋を大幅に削減。
- 世界経済フォーラム, Sky, Waitrose, コカ・コーラ, Fauna & Flora International, WWF等の企業・NGOと協力
- UN Clean Seas Campaign, the Global Ghost Gear Initiative, ロンドン条約等の国際協定にも参加

実績

研究開発、製造業の汚染防止対策及び公共廃棄物管理に英国から計6,140万ポンドの資金提供。

⑫英国 : Global Plastic Action Partnership(GPAP)

世界経済フォーラム（事務局）の招集力を活用して、政府、産業界、市民社会の力を結集し、プラスチック汚染への世界的な対応を加速するための新たなプラットフォーム。対象国におけるプラスチックのバリューチェーンの主なプレーヤー（政府・NGO・民間企業）を集結した国家プラスチック行動パートナーシップ（NPAP）を構築して取組を進めている。

開始年・期間 2018年9月発足

内容

- **活動国**：現在、インドネシア（2019年3月開始）、ガーナ（2019年10月開始）及びベトナム（2020年12月開始）でNPAPを通じた施策支援活動を行っている。
- **活動指針**：施策や規制枠組みの特定、投資の促進、消費者や企業の行動変容、イノベーションの促進、プラスチックの測定法の統一化、包括性の向上、の6つの主要分野での取組を進める。
- **デジタルプラットフォーム**：「GPAP in a Box」というデジタルプラットフォームを設置しており、NPAPが活動している国の研究成果を共有することで、他の国際的なパートナーが廃棄物管理やプラスチック汚染の削減に向けた施策の検討に活用出来ることを目的としている。

実績

NPAPの活動により、インドネシアは2025年までに海洋に流出するプラスチックを70%削減、ベトナムは2030年までに海洋プラスチック廃棄物を75%削減する目標を掲げている。
英国及びカナダ政府、コカ・コーラ社、ダウ・ケミカル社、ペプシコ社等が支援・資金提供を行っている。